

令和4年度（運動・文化）部活動の方針

課外活動の方針

学校名：辰野町立 辰野 中学校

目標

- ①部活動は、教育活動の一環として行われるものであり、有志参加の課外活動である。学校運営・日課及び生徒の健康管理と顧問の適正な勤務上可能な範囲で活動できるようにする。
- ②指導者のみに頼るのではなく、生徒自らが切磋琢磨し合い、協力し合うことによって技能を伸ばすとともに、豊かな人間性を培うことを目的とする。
- ③厳しい中にも楽しく練習を積み上げ、各種大会に参加し自らの力を試す。また、その結果が次への成長の糧となるよう努力する。
- ④生徒指導の立場を大切に考え、顧問と学級担任は相互に連絡を取り合い、ひとりひとりが十分に個性を發揮し成長するよう配慮する。
- ⑤部活動で学んだものが、日常生活の挨拶励行・美しい身なり・清掃熱心・授業集中に反映するよう心がける。

本校の運営方針

1 練習時間

- (1) 1日の実質練習時間が2時間を超えないようにする。
- (2) 社会体育活動は行わない。冬季等、練習時間や場所が確保できない場合には、学校長の許可を得て、下校時刻以降に特別部活動として行う。その際も1日の実質練習時間は、2時間以内とする。
- (3) 朝の活動は自主練習時間とし、体力作り等、軽微な運動となるよう留意する。
- (4) 水曜日の午後は、通年、部活動（特別部活動を含む）なしとする。
- (5) テスト3日前は活動しない。

2 休日の練習

- (1) 原則、土日に1日の休養日を設ける。大会等により両日活動した場合は、休養日を他の休日に設ける。
- (2) 長期休業中の活動は、係があらかじめ日数の枠を決め、それに従って各部の計画を確認した上で学校長の許可を得て行う。（長期休業中の活動は、1/2以下とする。）また、できるだけ平日に活動を行う。
- (3) 練習は、昼食をまたがず3時間以内とし、生徒、教員の負担を軽減する。

3 対外試合・交歓会・大会（公式試合）への参加について

- (1) 対外試合等は、年度当初作成する年間活動計画に盛り込み、学校長の許可を得てから実施する。年度途中で新たに試合計画を加える場合には、学校長に相談し許可を得て実施する。
- (2) 試合（含む練習試合）をする時は、顧問は実施（参加）要項を作成し、部員及び保護者、校長、教頭、教務主任に配布する。

4 部活動運営に係わる協議の場の設営

- (1) 部活動全般については、学校職員・PTA・部活動保護者会代表・町PTA連合・体育協会・公募委員・スポーツ推進委員・教育委員・社会教育委員・教育委員会事務局で組織する「辰野中学校スポーツ活動運営委員会」にて決定する。（町教育委員会主催）
- (2) 年2回（4月・12月）校長・教頭・部活動顧問・各部保護者会長（代表）による部活動運営委員会を開催する。

指導体制の工夫

- ・外部指導者の活用

その他

- ・年度当初に年間活動計画を作成し、計画的に部活動を実施する。
- ・年度当初に部活動参観旬間を設け、部ごとに保護者への説明会を実施する。